

青梅市行政手続条例の一部改正について（概要）

平成27年4月1日から青梅市行政手続条例の一部を改正する条例が施行され、次のような手続が整備されました。

< 条例に追加された内容 >

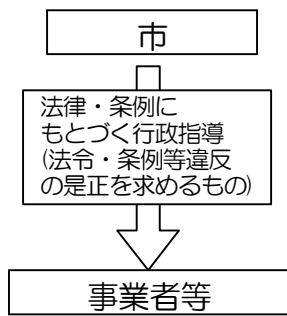
（１）行政指導の方式（第33条第2項関係）

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限または許認可等にもとづく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととしました。

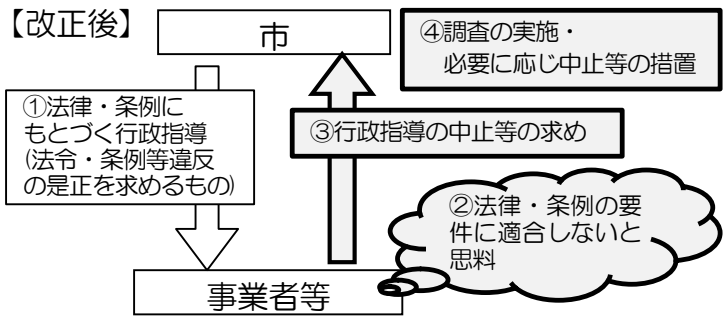
（２）行政指導の中止等の求め（第34条の2関係）

法令または条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限り。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思うときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとしました。

【改正前】



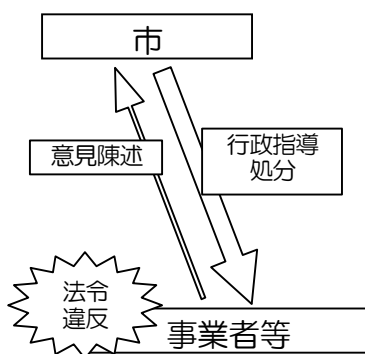
【改正後】



（３）処分等の求め（第35条の2関係）

法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限り。）がされていないと思うときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができることとしました。

【改正前】



【改正後】

